

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 5 年 7 月 22 日

事業所名 空（スカイ）

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	7			児童発達のご利用者様は、令和5年7月5日より1名の御利用であり、放デイのお子さんとは時間が重ならないので十分なスペースで療育可能にしている。
	2	職員の配置数は適切である	7			
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、情報伝達等への配慮が適切にされている	7			DCD活動がしやすいように場面、空間の配置と視覚支援教材の配置
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	7		コロナが静かになった今も消毒、バイタルチェック、マスク（自由）。特に利用者来所前に机・椅子・個人用持ち物入れ（かご）などの消毒を怠らない。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	7			放デイではウーダ（OODA）ループを取り入れているが児発の場合はPDCAサイクルを導入してゆっくり継続的に進めようという計画である。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	7		保護者様の意向を把握するにあたって、アセスメント時や支援計画原案と本案を通して保護者様の思いを知り意向に添えるように努力する。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	7			ホームページでしっかり公開をし、定期的に療育の内容を公開し、保護者様からの反応を聞きながら事業所としてスキルアップに今後も努力をしていく。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	7			
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	7			職員の資質の向上の研修会は、療育をするにあたり不可欠な問題である。研修の目的をはっきり示し、常に前向きに取り込んでいる。今後も怠ることなく実行していく。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	7			ニーズや課題を客観的に分析するには、アセスメント→検討会→支援計画原案→本案（支援計画）と進める事で療育活動の内容も深まるので、この流れは続行する。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	7			バイアスのない評価をするように職員全員周知していく。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	7			特に家族支援については重視しながらも、虐待に関しても切り離せない問題になってきているので、令和5年7月に「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（改訂のポイント）を参考に今年もチェックリストを導入する。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	7			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	7		毎日の振り返りや打ち合わせで話し合っている。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	7		継続して行う方が良い内容と変更して行う内容を組み合わせて実施している。	固定化しないように今までの療育プラス、常に新しいプログラムを組み合わせていく。ABA・DCD等
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	7		保護者様からのご要望やご本人様のご様子から必要な支援を検討し、適宜織り交ぜて計画書を作成している。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	7			長期休暇の間は、早朝より療育に入るため、打ち合わせができない。療育終了後にその日の振り返りをした後、振り返りを基に翌日の打ち合わせをする。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	7			上記参照
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	7		記録は毎日付け、振り返り等で改善に繋げている。	
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	7		モニタリングは半年に1回は実施している。		
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	7		児童発達支援管理責任者等が参加するようにしている。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	7			
	23	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	7			
	24	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	7			
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7			不可欠なことである。外部との会議等もできるようになってきたので、今まで以上の情報共有の呼びかけを検討している。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	7			
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	7			
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	7			今まで積極的には参加できていなかった。今回この内容に関して、しっかり取り組んでいき、全員の職員に周知してもらう。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	7		連絡帳や必要な場合はお電話等も行い、情報共有を図っている。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	7			
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7		契約時に必ずご説明している。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	7		同意を得た上で捺印をお願いしている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	7		必要に応じてお電話（コロナ下だった為）等で実施している。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	7			
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	7			利用者様の年齢が低ければ低ほど、言葉で伝えられないことから、虐待等に繋がらないように、常に様子を把握し子どもや保護者様にしっかり寄り添う事を重点的に行う。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	7		毎月、事業所便りを配布している。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	7		重要な事と位置づけし、徹底している。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	7		言葉だけのツールではなく、絵カード等の活用もしている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	7			
	非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	7		各マニュアルを策定し、周知徹底を図っている。訓練も実施している。
42		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	7		避難訓練は定期的に行い、消防署の方にも来て頂いている。	
43		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	7		ファーストアセスメントの聞き取りで確認している。	
44		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	7			
45		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	7		ヒヤリハットについて回覧し、共有している。	
46		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	7		毎月1回、研修会を実施している。	
47		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	7		契約時にも丁寧にご説明をさせて頂いた上で、児童発達支援計画にも記載し捺印を頂戴している。	